第五十条	法第五十八条の五第一項の登録の更新	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の五第一項の登録の更新
	「法第五十八条の三第一項各号	「法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の三第一項各号
	法第五十八条の五第二項	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の五第二項
	「法第五十八条の三第二項各号	「法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の三第二項各号
	「法第五十八条の三第三項第四号	「法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の三第三項第四号
第五十二条第一項	法第五十八条の四	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の四
第五十三条	法第五十八条の六	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の六
第五十四条	法第五十八条の七第二項	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の七第二項
第五十四条第五号及び第五十五条第一項第三号	貨物軽自動車安全管理者講習修了証明書	貨物軽自動車安全管理者定期講習修了証明書
第五十五条	法第五十八条の八	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の八
第五十六条、第五十八条及び第五十九条第二項第一号	法第五十八条の十二	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の十二
第五十六条	法第五十八条の八	同項において準用する法第五十八条の八